平成２５年（フ）第２２６３号
神奈川県横浜市緑区十日市場町1258　十日市場ヒルタウン３－１号棟206
債務者　浦山由里子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２６４号
神奈川県川崎市宮前区宮前平２丁目２―13
債務者　永井　敏晴
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２７５号
東京都足立区花畑６丁目５－３　ブルーメ花畑73―205号室
債務者　高田　　隆
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２８９号
東京都世田谷区太子堂５丁目11―11－１Ｂ
債務者　落合　梨沙（旧姓田仲）
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２９７号
東京都北区王子２丁目15―２―202
債務者　岡島　由美（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２９９号
東京都葛飾区青戸７丁目３－６―301、住民票上の住所茨城県土浦市天川１丁目18―80　ハートワン土浦
債務者　竹内　京子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３００号
東京都江戸川区臨海町２丁目２－５―202
債務者　宇田川秀男
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３０１号
東京都板橋区成増３－９―18―206、住民票上の住所東京都品川区東中延２丁目２－５
債務者　岡田　佳明
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３０７号
埼玉県入間市大字仏子769―２―111
債務者　池田　美和
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３０８号
東京都品川区荏原６丁目１－２－１
債務者　坂本　正男
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３０９号
東京都武蔵村山市本町２丁目67―１―107
債務者　石森　正人
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３１３号
東京都多摩市永山４丁目４－３―204
債務者　鳴瀧　広明
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３２０号
東京都江東区東雲１丁目８－４―412
債務者　熊倉　昭子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３２３号
東京都東村山市美住町１丁目３　美住町１丁目第２アパート６―405
債務者　小野　　正
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部